

サザンクリーンセンター推進協議会事務局連絡会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、サザンクリーンセンター推進協議会（以下「サザン協」という。）会則（平成19年制定）第13条第3項の規定に基づき組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局連絡会（以下「連絡会」という。）の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) サザン協の運営に関すること。
- (2) その他必要な事項

(構成員)

第3条 連絡会の構成員は次のとおりとする。

- (1) サザン協事務局長及び室長
- (2) 構成市町廃棄物担当部課長
- (3) 糸豊清掃施設組合事務局長及び課長
- (4) 島尻消防清掃組合事務局長及び課長
- (5) 東部清掃施設組合事務局長及び担当職員

(会議)

第4条 会議は、サザン協事務局長（以下「局長」という。）が招集する。

- 2 会議の議長は、局長をもって充てる。
- 3 会議は、必要に応じ開催する。
- 4 連絡会の運営において必要があると認めるとき、関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。